

国営かんがい排水事業 小田川二期地区

事業の概要

本地区は、青森県の津軽平野東部の岩木川右岸に展開する農業地域であり、基幹水利施設については、国営小田川土地改良事業（昭和41年～平成元年度）により造成されたが、老朽化の進行により施設の維持管理に多大な労力と経費を要している。

このため、本事業により農業用水の安定供給や維持管理費の軽減を図るため、ダム1ヶ所、ため池3ヶ所、頭首工3ヶ所、揚水機場2ヶ所、用水路15.7kmの改修を行うものである。

事業の目的・必要性

本地区は、青森県の津軽平野北東部、岩木川の右岸に位置し、五所川原市他2町1村にまたがる約4,000haの水田を中心とした農業地域である。

本地区の基幹水利施設は、冬期間の積雪や日本海からの偏西風といった厳しい自然条件もあり老朽化が進行しており、施設の維持管理に多大な労力と経費を要している。

このため、本事業により老朽化の著しい小田川ダム、頭首工及び幹線用水路等の改修を行い、農業用水の安定供給及び維持管理の軽減を図り、もって農業経営の安定を図るものである。

事業の効率性

効用（年総効果額）

・施設の維持管理費の節減	71百万円
・施設更新による現況施設機能の維持	569百万円
・安全柵の設置による安全性の向上	1百万円
・町道の付替えによる公共施設機能の維持	55百万円
・周辺景観と調和した施設の整備による環境の保全	10百万円
計	706百万円

（費用便益比の算定）

区 分	算 定 式	数 値	備 考
総事業費	①	10,000百万円	
効用	②	706百万円	
廃用損失額	③	58百万円	廃止する施設の残存価値
総合耐用年数	④	24	当該事業の耐用年数
還元率×(1+建設利息率)	⑤	0.0682	総合耐用年数に応じ、効用から総便益を算定するための係数
総便益	⑥=②/⑤-③	10,288百万円	
費用便益比	⑦=⑥/①	1.02	

注1) 百万円単位で四捨五入しているため、総便益は算定結果と合わない場合がある。

注2) 数値は土地改良法に基づく法手続きを経て確定するため、現時点では暫定値である。

事業の有効性

現有施設規模の確保、老朽化している基幹水利施設の改修により用水の安定供給及び維持管理の軽減が可能となり、年間約71百万円相当の維持管理に係る経費の節減等が図られる。

また、安全柵の設置により転落事故等を未然に防ぐとともに、補償工事によって公共施設の機能維持が図られる。

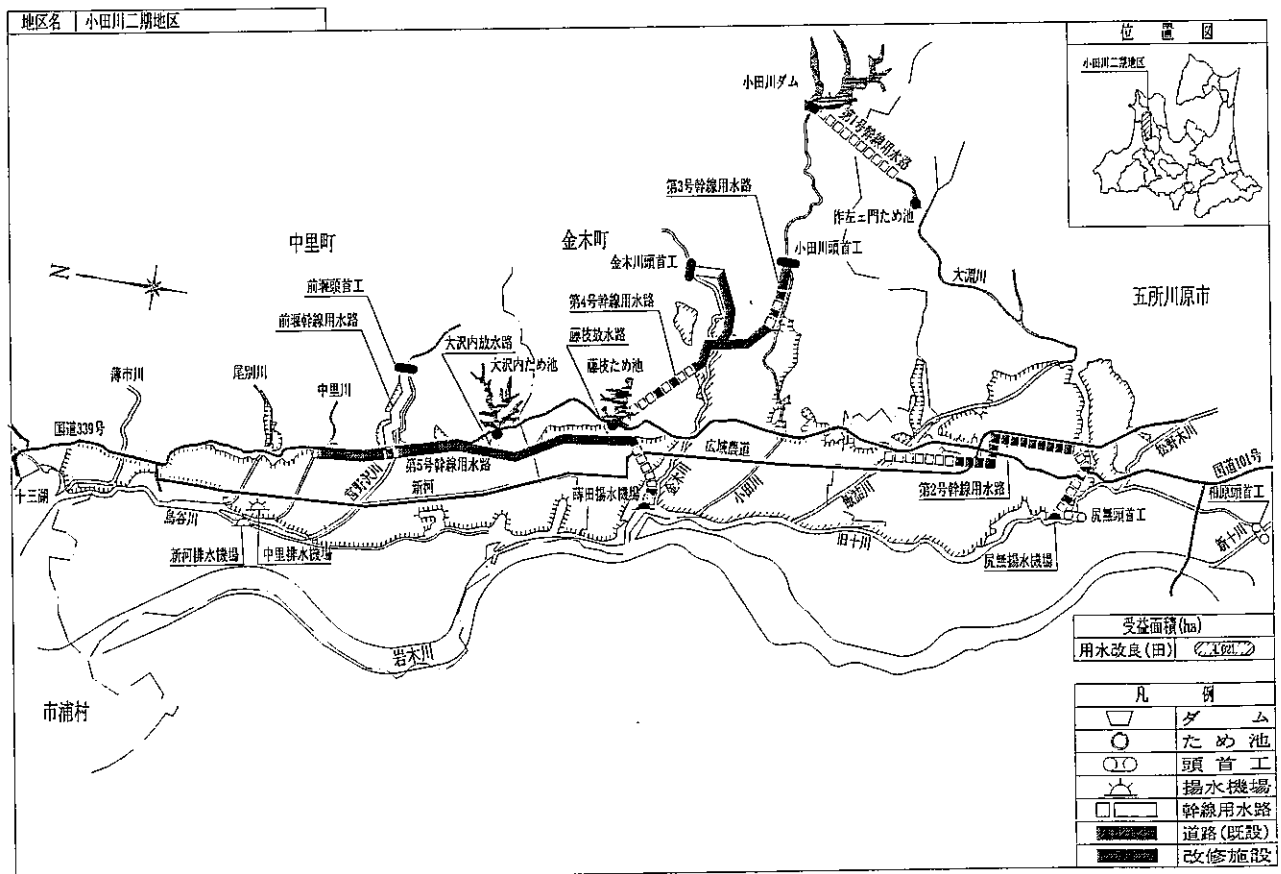
日程・手続

平成16年度中に、土地改良事業計画の概要の公告等の土地改良法に基づく手続を開始する予定である。

平成16年5月、青森県、関係市町村、土地改良区からなる「国営小田川二期地区土地改良事業促進協議会」において、着工要望等について確認された。

概要図

1. 受益面積	4, 0 2 1 h a		
2. 受益者数	3, 0 6 3 人		
3. 主要工事計画	工 種	数 量	事 業 費
	ダム（改修）	1ヶ所	1, 4 5 5百万円
	ため池（改修）	3ヶ所	7 1 0百万円
	頭首工（改修）	3ヶ所	2 6 6百万円
	揚水機場（改修）	2ヶ所	1, 3 9 4百万円
	用水路（改修）	15.7km	6, 1 7 5百万円
4. 国営総事業費	1 0, 0 0 0百万円		



平成17年度新規地区採択チェックリスト（国営かんがい排水事業）

（局名：東北農政局）（地区名：小田川二期）

1. 必須事項

項 目	評 価 の 内 容	判定
1. 事業の必要性が明確であること。（必要性）	・農業生産性の向上、農業総生産の維持・増大、農業生産の選択的拡大、農業構造の改善等の観点から、当該事業を必要とすること。	☐
2. 技術的可能性が確実であること。	・地形、地質、水利状況等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。	☐
3. 事業の効率性が十分見込まれること。（効率性）	・当該事業のすべての効用がそのすべての費用を償うこと。	☐
4. 農家負担の可能性が十分であること。（公平性）	・当該事業の費用に係る受益農家の負担が、農業経営の状況からみて、負担能力の限度をこえることとはならないこと。	☐
5. 環境との調和に配慮していること。	・当該事業が環境との調和に配慮したものであること。	☐
6. 事業の採択要件を満たしていること。	・事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。 ・採択に係る事業の工期が、別に定められた「限度工期」を超えないこと。	☐

項目を満たしている場合は「○」とする。

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

平成17年度新規地区採択チェックリスト（国営かんがい排水事業）

（局名：東北農政局）（地区名：小田川二期）

2. 優先配慮事項

項 目	評 価 の 内 容	判定
1. 事業で達成する目標に関する事項（有効性）	①地域農業の生産性向上・農業経営の安定化が図られる。 ②農地利用の集積等構造政策の推進のための基本的条件が整備される。 ③水利秩序の形成・再編を実施し、水資源の有効活用が図られる。 ④老朽化等により機能低下している土地改良施設の機能回復や農業災害の防止等が図られる。	☒ ☐ ☐ ☒
2. 事業内容や実施体制等に関する事項	①事業費の経済性、効率性が十分確保されている。 ②コスト縮減について具体的に配慮した計画となっている。 ③関係都道府県や市町村が策定する農業振興に関する計画と整合が図られている。 ④高生産性優良農業地域対策または中山間地域等総合振興対策対象地域である。 ⑤一般被害等の軽減にも寄与するものである。 ⑥地元の事業推進体制が整備されている。 ⑦関係市町村や受益農家に対し、事業計画の内容や負担金等について理解を得ており、事業実施に対する合意形成が図られている。 ⑧関係機関との協議について、基本的事項の合意に達している。 ⑨関連する他事業との調整が図られている。 ⑩施設の適切な維持管理のための体制が整備されている。	☒ ☒ ☒ ☒ ☐ ☒ ☒ ☒ ☐ ☒

項目を満たしている場合は「○」とする。
項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。